

## 2020 年度 国別研修

### 「モロッコ／節水灌漑システム普及」コースに係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構中国センター（以下「JICA 中国」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、モロッコ王国から農業分野の行政官等を JICA 研修員として日本に招聘し、同国の灌漑システムの運営・管理に関する現状の課題・問題点を明確にした上で、日本の類似事例を参考にその解決方法を考え、同国の節水灌漑システム普及促進と水利組合の能力強化に向けた施策を検討するにあたって必要となる知識・技術の習得を目的に研修をおこなうものです。

本業務の遂行にあたっては、国立大学法人鳥取大学（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者の有する乾燥地研究センターは、乾燥地問題に組織的に取り組む、わが国唯一の研究機関であり、乾燥地科学分野における全国共同利用・共同研究の拠点として、砂漠化や干ばつ等の諸問題の解決及び乾燥地における持続可能な発展に資する研究を推進しています。加えて、JICA 中国が所管する乾燥地農業関連分野の研修を、長年にわたって受託し、参加国の課題解決・改善につながる適切な研修プログラムと有益な技術的アドバイスを提供してきた実績を有しています。

本コースにおいても、2019 年度コースの大半のプログラムを実施しており、コース趣旨や目的、内容、講師や視察先等の関係者を熟知していることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えているものと判断しておりますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

#### 1 業務内容

- (1) 業務名： 2020 年度 国別研修「モロッコ／節水灌漑システム普及」コース
- (2) 業務の目的： 上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (3) 業務内容： 研修委託業務概要 別添1のとおり
- (4) 契約履行期間： 2020 年 5 月 14 日から 2020 年 7 月 31 日まで（予定）

#### 2 応募要件（注：以下のうち該当する要件を記載）

- (1) 基本的要件：
  - ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- ② 公示日において、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格、もしくは令和 01・02・03 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下「全省庁統一資格者」という。)を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ③ 会社更正法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ④ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応札者」という。)が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢

力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件:以下の経験・要件を有すること。

- ① 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ② 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

### 3 手続きのスケジュール

(1)参加意思確認 申請書の提出	提出期限	2020年3月18日(水)午後4時
	提出場所	〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1 JICA 中国 研修業務課 (担当:蔭山)
	提出書類	参加意思確認書、2 応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可)
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください。)
(2)審査結果の通知	通知日	2020年3月27日(金)
	通知方法	電子メール/郵送
(3)応募要件無し の理由請求	請求場所	〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1 JICA 中国 研修業務課 (担当:蔭山)
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください。)
	請求期限	2020年4月3日(金)午後4時
	回答予定日	2020年4月10日(金)
	回答方法	電子メール/郵送

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

以上